

那須烏山市雇用調整助成金等活用促進交付金 チェックシート兼誓約書

事業者名	
-------------	--

●下記項目について提出前に確認を行い、右側の確認欄にチェック(✓)してください。

申請者 確認欄	市 使用欄
------------	----------

I 認定要件

中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」に該当している。			
	業種分類	定義	
	製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	
	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	
	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	
	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	
雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給申請を行っている。			
法人にあつては、那須烏山市内に本社又は本店などの主たる事業所を置いている。 個人事業主にあつては、主に同市内で事業を行っており、かつ、同市内に住民登録をしている。			

II 提出書類(必須)

1	雇用調整助成金等活用促進交付金交付申請書兼請求書		
2	雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給申請書の写し ※ 都道府県労働局またはハローワークの受領印があるもの。		
3	法人の場合:登記簿謄本 個人事業主の場合:住民票の写し		
4	チェックシート兼誓約書		

III 提出書類の記載事項等について

交付申請書 兼請求書	住所、氏名、電話番号等の記載もれ、押印もれはないか。		
	振込先口座の記載もれはないか。申請者と同一名義の口座であるか。		
チェックシート 兼誓約書	チェックもれはないか。代表者印の押印もれはないか。		

IV 誓約

雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金について、支給決定がなされた際には、同決定通知書の写しを速やかに市に提出します。			
虚偽の申請その他不正な手段により交付金の交付を受けたとき、又は申請した雇用調整助成金もしくは緊急雇用安定助成金が不支給であったときは、速やかに市に報告するとともに、既に交付を受けた交付金がある場合には、その返還に応じます。			
交付決定後、市から求められた場合は必要な調査を受け、報告を行うことに同意します。			

上記について、確認及び誓約の上、提出します。

代表者 役職及び氏名


